

※申請は設置工事完了後になります。  
(令和4年4月1日以降に工事着工)

## — 令和4年度 —

# 野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内

野田市では、住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、補助対象設備を設置した方に**予算の範囲内**において設置費用の一部を補助します。

### ●対象設備一覧表

設備の種類	補助金額	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限額：10万円 ※停電時自立運転機能が有るもの	平成25年度以降の国補助事業対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の指定を受けているもの。
	上限額：5万円 ※停電時自立運転機能が無いもの	
定置用 リチウムイオン蓄電池システム	上限額：7万円	①平成25年度以降の国補助事業対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が認めているもの。 ②千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。
太陽熱利用システム	上限額：5万円	一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。

※補助金額は、補助対象設備の購入及び設置に係る費用の範囲内です。

## 1 補助の条件等 （設置前に必ずご確認ください）

### （1）補助対象となる方

次のいずれにも該当する方。

- 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに、補助対象設備が①～③のいずれかに該当する方。
  - ① 既存の住宅に設置した。（上記期間中に設置工事に着工し、完了したこと）
  - ② 住宅の新築に併せて設置した。（上記期間中に住宅の引渡しを受けたこと）
  - ③ 設置した住宅を購入した。（上記期間中に住宅の引渡しを受けたこと）
- 蓄電池については、太陽光発電システムを同時に設置又は既に設置されている住宅に蓄電池を設置。
- 補助対象設備設置に係る費用の支払いを完了している。
- 設置した住宅に居住し、かつ本市に住民登録している。
- 設置した住宅を所有している。（申請者以外が所有の場合は、同意書が必要）
- 市税（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）に滞納がない。  
※ここでいう滞納とは、納入期限を過ぎた市税があることで、分納も含まれます。

## (2) 補助対象の設備

次のいずれにも該当する設備。

- 対象設備一覧表の補助対象設備の要件に該当していること。
- 未使用品であること。(中古品や住宅販売事業者が稼働させていたら対象外)
- 申請者が購入し所有していること。(リース方式や設備の費用負担0円は対象外)

## (3) 補助対象の住宅

市内に現存する住宅で、次のいずれにも該当する住宅。

- 過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと。  
※補助金は、同一住宅に同一設備は1回限りです。  
※売買等により取得した住宅に、新たな住民が交換等する場合は対象。
- 賃貸住宅等ではないこと。
- 兼用住宅等の場合は、住宅に接続していれば補助対象。(非住宅のみは対象外)
- 集合住宅の場合は、専有部分に設置していること。

## 2 補助対象経費

- 家庭用燃料電池システムの設備の購入及び設置に係る費用。
- リチウムイオン蓄電池システムの設備の購入及び設置に係る費用。
- 太陽熱利用システムの設備の購入及び設置に係る費用。

※この補助金以外に、他の補助金等の金銭の給付を受ける場合は、その給付額は補助対象経費から控除します。(給付額を証する書類の提出が必要です。)

## 3 補助金の申請

(1) 申請受付期間 ※設置工事完了後、次の期間中に申請を受付します。

**令和4年4月1日(金)から令和5年2月28日(火)まで(必着)**

※設置工事完了とは、設備が稼働している状態で費用の支払いも含まれます。

※受付は先着順とし、申請件数が設備別上限件数に達した時点で受付を終了します。

・申請状況について(HP参照)：<https://www.city.noda.chiba.jp>

## (2) 申請方法

申請書に必要書類を添えて、市役所5階の環境保全課へ提出してください。

- 原則、申請者本人又は同居の家族の方が窓口にお越しください。設置業者等にも委任できませんが、事故等について市では一切の責任を負いかねます。
- 郵送の際は、事前にご連絡ください。なお、郵送された提出書類に関して、ご連絡をさせてもらう場合がございます。
- 提出書類に使用する印鑑は全て同じものを使用し、スタンプ印は使用しないでください。また、ご持参の際は、記述訂正には同一の訂正印が必要になりますので、同一印を持参してください。

### (3) 申請に必要な書類（申請する設備ごとに一式必要です）

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書に、次の書類を添えて申請してください。

- ① 交付申請書兼請求書 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
- ② 補助対象設備の概要 ※申請対象設備となる欄に記入すること。
- ③ 工事請負契約書等の写し（設置工事の着工日・完了予定日の記載されたもの。建売住宅の場合は引渡し予定日の記載された売買契約書等の写し）  
※申請者と契約者は同一であること。  
※契約者両者の印、契約内容に補助対象設備が記載されているものがが必要です。
- ④ 契約金額の内訳がわかる内訳書や見積書等の写し（特に新築はご注意）
- ⑤ 補助対象設備の設置費用に係る領収書又は販売証明書の写し（特に新築はご注意）  
※宛名は申請者と同一で氏名を記載してあること。
- ⑥ 未使用品であることが確認できる書類の写し（製品保証書など）
- ⑦ 申請設備のカタログの写し（型式、形状、性能等の仕様が確認できるもの）
- ⑧ 住宅の所在地を示す地図
- ⑨ 設置後の状況を確認できるカラー写真
  - ・補助対象設備の設置場所が確認できるものと設備のアップ
  - ・機器の銘板（製造者、型式、製造番号が確認できること）
  - ・建物全体（周囲の家や構造物も含まれたもの）
  - ・蓄電池を設置した場合、太陽光発電システムの設置状況が確認できるもの。
- ⑩ 蓄電池を設置した場合、売電明細等の写し又は接続契約のご案内の写し
- 納税証明書（又は非課税証明書）  
※令和3年度に本市が課した住民税、固定資産税、軽自動車税などの証明  
※野田市で課税されている方は申請書の同意欄に「同意します」又は「同意しません」を○で囲ってください。「同意します」の場合は、省略可となります。  
課税されていない方は令和3年1月1日の住所地で取得してください。
- 同意書 ※申請者が住宅を所有していない、又は共有など申請者以外の方の同意が必要。
- 工事着工完了証明書、新築と建売は引渡し証明書 ※書類で要件確認できない場合に必要。
- その他、必要な書類を求める場合があります。

## 4 補助金の請求

交付申請書を提出してから約2～3週間後に、補助金交付決定通知書又は不交付決定通知書を送付いたします。

交付決定通知書を受領し、申請時に請求書を提出していない方は、野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書を提出してください。（郵送可）

補助金は、交付請求書に記載した預金口座へ振込まれます。

交付決定通知書の受領後、2週間以内又は令和5年3月3日（必着）のいずれか早い日までに交付請求書が提出されない場合は、補助金を受けとれなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 5 その他の注意事項

- 各種手続きは、原則として申請者本人又は同居の家族の方が行ってください。設置業者等に委任することはできますが、代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。
- 申請者、工事等契約者、交付請求者及び振込先の口座名義人は同一人である必要があります。
- 申請書に添付する写しは、全て申請者の負担で用意してください。また、申請書一式は返却いたしません。（申請を取下げた場合を除く。）
- スタンプ印及び消せるボールペンは使用しないでください。
- 写真は必ず紙等に印刷して提出してください。（データ等での提出不可）
- 審査にあたって、現地調査を行うことがあります。

### 問合せ・提出先

野田市 環境部 環境保全課 市役所5階

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

TEL 04-7125-1111（代表）内線 3213、3214

FAX 04-7123-1074